

# ミツヒロニュース



緊急事態宣言が解除されました。元の状態に戻れば良いのですが、経済的に厳しいところも有ると思います。まずは借入をしている金融機関に相談してください。緊急事態です所以对応してくれると思います。「アフターコロナ」で気をつける点は、①お金(強盗・キャッシングに手を出さない)、②在宅を狙った電話・訪問(サギ・押し売り)、③メンタル(コロナうつ病)にも気をつけて、深呼吸やストレッチをすること、何より笑うことが効果的だそうです。今後も感染リスクに気をつけて今できることを一步一步進めていきましょう。

光廣 昌史

## 今月のトピックス

- ◇新型コロナウイルス経済対策における税制措置と課税関係
  1. 不動産オーナーが家賃を減額した場合の課税関係
  2. 個人事業主が受け取る助成金の課税関係
- ◇賃金債権の消滅時効まずは3年へ延長
- ◇6月開催セミナー延期のお知らせ
- ◇あとがき  
「コロナウイルスの終息はいつ？」

## 新型コロナウイルス経済対策における 税制措置と課税関係

### 【1】不動産オーナーが家賃を減額した場合の課税関係



当社は、所有している商用ビルをテナント貸ししています。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、テナントの入居者から家賃の減額に関する相談が相次いできています。

このご時世ですので、新型コロナウイルス感染症の影響がおさまるまでの期間限定で、減額に応じようかと考えています。このような減額を行った場合、減額分について当社は“寄附”として処理をすることになるのでしょうか？



法人が、合理的な理由なく賃料を減額した場合、税務上、当該減額分は“寄附”として取扱います。ただし、一定の条件を満たすことで、実質的に当該契約に係る取引条件の変更に該当したものととして、取扱うことができます。変更に応じれば、減額分について“寄附”として取扱う必要はありません。

### 1. 原則的な取扱い

法人が賃貸借契約を締結している相手方に対して、当該契約に記載された賃料の減額を行った場合、合理的な理由がある場合を除き、当該減額分については、税務上、相手方に対する“寄附”として取扱います。

(次頁へつづく)

## 2. “一定の条件を満たす”とは

ただし、ご相談のような一時的な賃料の減額について、次の条件をすべて満たしている場合には、実質的に賃貸借契約に係る取引条件の変更に該当したものととして、当該減額分を“寄附”として取扱うことはしません。

- 契約の相手方において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、又は困難となるおそれが明らかであること
- 貴社が行う賃料の減額につき、次の要件を満たしていること
  - ① 契約の相手方の復旧支援（営業継続や雇用確保など）を目的としたもの
  - ② 書面などにより確認できる
- 賃料の減額が、契約の相手方において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいいます。）内に行われたものであること

この取扱いは、既に生じた賃料の減免（債権の免除等）を行う場合についても、同様に取扱います。

国土交通省は4月17日に不動産関連団体へ発した事務連絡で本取扱いを受ける場合、新型コロナの影響で取引先に対して賃料を減免したことを証する書面の確認を税務署から求められる場合があり、同書面等を作成の上、保存しておくべきとしました。事務連絡では表のような書面（覚書）の記載例も示しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も様々な問題に直面するかと存じます。税務上の取扱いは、当事務所までご相談ください。



### 覚書（例）

【不動産所有者等名】（以下「甲」という。）と【取引先名】（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した〇〇年〇月〇日付「建物賃貸借契約書」（以下「原契約」という。）及び原契約に関する締結済みの覚書（以下「原契約等」という。）に関し、乙が新型コロナウイルス感染症の流行に伴い収入が減少していること等に鑑み、甲が乙を支援する目的において、以下の通り合意した。

第1条 原契約第△条に定める賃料を令和2年×月×日より令和2年▲月▲日までの間について、月額□□円とする。

第2条 本覚書に定めなき事項については、原契約等の定めによるものとする。

令和2年◇月◇日

## 【2】個人事業主が受け取る助成金の課税関係



私は個人で美容院を営んでいます。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により従業員の子供が通う小学校が臨時休業となり、出社できないこととなったため、当該者へ特別休暇を与え、国から《小学校休業等対応助成金》を受け取ることとなりました。その後、店舗を構える地域で緊急事態宣言の発令があったため、一定期間の休業を行うこととなり、新型コロナウイルス感染症特例措置である《雇用調整助成金》も受け取る予定です。これらの助成金を受け取ったときの課税関係を教えてください。



新型コロナウイルス感染症の影響により、国や地方公共団体（以下、国等）から支給される助成金がありますが、課税関係はそれぞれ異なります。

ご相談者は個人で美容院を営まれていることから、“個人事業主”に該当します。個人事業主が支給を受ける《小学校休業等対応助成金》や《雇用調整助成金》は、いずれも“事業所得”として所得税の課税対象となります。

### 1. 課税対象となるもの、ならないもの

国等から支給される助成金は、個々の事実関係によって、所得税の計算上、課税の対象となるもの、ならないものに分かります。

#### (1) 課税の対象とならないもの

次のいずれかに該当する場合には、課税の対象とはなりません。（非課税所得）

- 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの。「**児童手当**」など
- 新型コロナ特措法による、**子育て世帯への「臨時特別給付金」**、「**特別定額給付金**」(1人10万円)など
- その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの。「**臨時福祉給付金**」など
  - ・学資として支給される金品
  - ・心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金

#### (2) 課税の対象となるもの

(1) のいずれにも該当しない助成金は、課税の対象となります。課税の対象となる助成金は、次のいずれかの所得に区分します。

所得	助成金	(例)
事業所得	業務上の取引に関連して支給される助成金	事業者の収入減少に対する補償や、支払賃金など必要経費の支出補填を目的とした支給など <b>「持続化給付金」</b> 、「 <b>雇用調整助成金</b> 」など
一時所得	業務上の取引に関連しないもので、一時に支給される助成金	臨時的に一定の所得水準以下の方に対して支給するものなど <b>「すまい給付金」</b> 、「 <b>地域振興券</b> 」など
雑所得	上記いずれにも該当しない助成金	

ご相談のケースは、いずれの助成金も従業員へ支払う休業手当等賃金の補填であり、業務上の取引に関連して支給される助成金に該当することから、事業所得に該当します。

今後も国の施策として、様々な助成金が支給されることと思われます。課税の判断は、当事務所までお問い合わせください。

# 賃金債権の消滅時効 まずは3年へ延長

120年ぶりの大改正となった民法の大半が、2020年4月1日に施行されています。今回の民法改正では、契約に基づく債権の消滅時効の期間が原則5年に統一され、これに合わせて、賃金債権の時効を定める労働基準法も改正されました。今回はその改正内容と実務上の影響について、とり上げます。

## ◆改正内容

改正前の民法では、月またはこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権の消滅時効（賃金債権の時効）の期間は、1年と定めていました。しかし、それでは労働者保護に欠くという理由から、特別法である労働基準法により2年に延長していました。今回、改正民法の施行に伴い、労働基準法の規定を民法が上回ったことが課題とされ、労働基準法も改正されています。

## ◆改正労働基準法の内容

改正労働基準法では、以下の3つの項目について、すべて民法に合わせて5年と規定した上で、企業への影響を考慮し、当分の間3年という経過措置を設けています。

- ① 賃金請求権の消滅時効期間    ② 付加金の請求期間    ③ 賃金台帳等の書類保存義務

時効が3年となる部分は、改正労働基準法施行日である2020年4月1日以降に支払日のある給与からであり、2020年3月31日以前に支払日があるものは対象になりません。なお、5年への時効の延長は、改正労働基準法の施行から5年経過後の状況を勘案して検討し、必要があるときは措置を講じるとされています。そのため、少なくとも2020年4月1日から5年間は、3年の経過措置が続くと予想されます。

## ◆実務上の影響

今回、賃金請求権の消滅時効期間が延長となったことで、未払い残業等が発生したときに、最大3年分を遡って支払う可能性が出てきます。また、給与計算の誤り等により、本来、従業員に支給すべき手当が支給されていなかったようなケースでは、同様に最大3年分を遡って支払うことになるでしょう。これに伴い、未払い残業代請求などを支援するビジネスがより活性化し、結果的にはトラブルも増加することが予想されます。

2018年度に労働基準監督署が監督指導を行い、時間外労働に対する割増賃金を支払っていない企業に対して、労働基準法違反で是正指導した結果、支払われた割増賃金合計額は124億4,883万円、労働者1人当たりの割増賃金の平均額は10万円となっています。今後は最大3年分となることから、この金額の1.5倍に相当する額を支払う可能性も考えられます。

今回の法改正は、そもそも未払い賃金があれば、実務上影響は少ない話です。改めて、適正な労働時間の把握と正しい賃金計算を行うと共に、問題となりやすい管理監督者の範囲や固定残業制度の運用などについてもチェックを行っておきましょう。

参考文献： ■ M y Komon



## 6月開催セミナー延期のお知らせ

新型コロナウイルスの感染防止のため、6月に開催を予定しておりました次のセミナーについて、延期の対応を取らせて頂くこととなりましたので、ご了承ください。

- ・ 6月2日(火) 第2回「経理 実務講座」
- ・ 6月3日(水) 第3回「そこが知りたかった！ 税務・会計セミナー」

また、7月以降のセミナーにつきましても、状況によって延期とさせて頂く場合がございます。詳細につきましては、弊社ウェブサイトにてお知らせいたします。

**あとがき** 虫明です。新型コロナウイルスの感染防止のため外出自粛など生活が制限される状態が続いていましたが、緊急事態宣言も解除され経済活動を取り戻すために少しずつ制限が緩和されています。これから人の動きが増え始めるとまた感染が拡大してしまうかもしれないという不安もあります。医療薬やワクチンの開発も進められていますが、いつ終息するのかわからないので、今後も引き続き手洗いやマスク着用などの予防をして、気を付けていきたいと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤  
**Office Mitsuhiro**

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号  
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007  
URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島  
動画による  
ニュース解説配信中！

